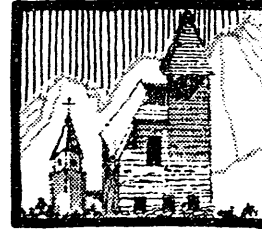


ポーランドの社会保障改正



最近、ポーランドで労働者およびその家族のための一般年金制度が改正されるとともに、業務災害給付の特別制度が導入された。以下、これらの動きの概要を紹介しよう。

老齢・廃疾・遺族給付の改正

1968年1月23日に、労働者およびその家族のための一般年金保障に関する新しい法律が公布され、1月1日にさかのぼって施行された。一般年金保障制度は、すべての労働者を対象とする強制加入保険である。年金受給年齢は通常男子65歳、女子60歳である。また、年金受給に必要な就業年限は通常男子25年、女子20年である。これらの点についての改正

は行なわれなかったが、つぎの諸点について改正が行なわれた。

(1) 老齢年金額（月額）が、基本賃金月額
の1,500ズロティまでの80%、1,500～2,000
ズロティの55%、2,000ズロティを越える部
分の25%（必要就業年限20年を越える1年につき
1%加算。ただし、最高加算は（10～15%）に引
上げられた。家族加算および完全廃疾加算以
外の加算を加えた額が、所得税および老齢年
金保険料控除後の平均賃金の95%を越えるこ
とはできない。

(2) 廃疾労働者は、廃疾の程度に応じて3
つのグループに区分されているが、それぞれ
のグループに対する廃疾年金額（月額）が、

第1および第2グループについては基本賃金
月額の1,500ズロティまでの65%、1,500～
2,000ズロティの30%、2,000ズロティを越え
る部分の20%、第3グループについてはそれ
ぞれ45%、20%、20%に上げられた。この
年金額は、健康上有害な仕事に従事していた
者の場合には5%、航空機乗務員または造船
所の特定職種についていた者の場合には15%
ほどさらに増額される。

(3) 遺族年金については、老齢年金の受給
要件が若干改められた。すなわち、寡婦の場
合、夫の死亡前に50歳（以前は55歳）に達し
ているか、または夫の死亡後5年未満で50歳
に達することが受給要件となった。また、か
ん夫の場合、16歳（以前は8歳）未満の子ど
もをもっていることが受給要件となった。

(4) 遺族年金額（月額）が、基本賃金の
1,500ズロティまでの45%、1,500～2,000ズ
ロティの30%、2,000ズロティを越える部分
の20%（被扶養者が2人または3人以上いる場合
には、1,500ズロティまでのそれぞれ50%と60%）
に上げられた。

(5) 年金加算には、家族加算（子および妻

について家族手当と同額のもの支給される)をはじめ各種の年金加算があるが、これらの年金加算がつぎのように改められた。すなわち、学術的および科学的仕事に従事していた場合の加算は年金額の25% (以前は50%)、傷痍軍人の場合の老齢年金加算は年金額の10~15%、第1グループの廃疾者の場合の廃疾年金加算および老齢・遺族年金加算はそれぞれ300ズロティと200ズロティになった。

業務災害給付特別制度の導入

業務災害の場合に支給する現金給付に関する新しい法律が1968年1月23日に公布され、1月1日にさかのぼって施行された。そしてこの法律の規定を職業病に拡大適用する政令が9月1日より施行された。

新しい法律は、業務災害を受けた公共機関従業者およびその遺族に対する現金給付特別制度を導入した。この特別制度は、災害が従業者の故意過失等による場合には給付を支給しない。このような災害は、疾病保険、一般年金制度、鉱夫年金保険または鉄道員年金保障制度によってカバーされる。新しく導入さ

れた特別制度の給付は、社会保険機関によって支給される。

廃疾年金は、業務災害の結果廃疾者になり、どこからも収入を得ることができない者に対して支給され、その額は廃疾の程度(第1~第3グループ)に応じて報酬の100%、90%、65%である。第1グループの廃疾者には、月300ズロティの年金加算がある。第2および第3グループの廃疾者の場合、年金額が災害前の報酬額と災害後の報酬額との差額を越えてはならないことになっている。

業務災害によって従業者が死亡した場合には、その遺族に対して第2グループの廃疾年金の60%、75%、85% (遺族の人数によって異なる)に相当する遺族年金が支給される。この遺族年金は、受給者がなんらかの所得を得ている場合には支給停止される。ただし、一定の条件を満たす寡婦の場合には、年金は支給停止されない。

年金額の10%に相当する一時労働不能手当加算が、社会保険諸手当を受けている被災者に対して、病院またはサナトリウムで療養している期間支給される。ただし、この手当加

算は、当該被災者が報酬に等しい社会保険諸手当を受けている場合には支給されない。このほか、被災者には所属機関から諸手当および加算の合計額と災害前の報酬額との差額に等しい補償手当が支給される。ただし、第3グループの廃疾者の場合には、この補償手当は上記差額の80%相当額である。

以上の諸給付のほか、所属機関から補償一時金(稼得能力の減少度に応じて額が異なるが、最高額は40,000ズロティ)、死亡一時金(20,000ズロティ)および補償給付(少なくとも25%の稼得能力を失い、どの廃疾グループにも認定されていない者に支給される。給付額は、災害前の平均報酬額の90%と災害後の平均報酬額との差額で、災害前の報酬額の15%を限度としている)が支給される。

Poland : Recent Social Security Legislation, *International Labour Review*, August 1969, pp. 167~171.

(石本忠義 健保連)